

住 所 埼玉県さいたま市北区大成町四丁目57番12

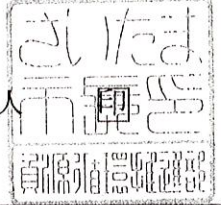
氏 名 株式会社細田商店

代表取締役 細田元尉

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 7 条 第 1 項 の規定により許可を受けた者である
ことを証する。

さいたま市長 清水 勇人



許 可 番 号	さいたま市廃許可 第 167 号			
事 業 の 範 囲	業 の 区 分	収集・運搬業 (積替え保管を除く。)		
	取り扱う一般廃棄物の種類	ごみ	事業ごみ	○
			道路公園等清掃ごみ	○
			一時多量ごみ	○
			特定家庭用機器一般廃棄物	○
		し尿	—	
浄化槽汚泥	—			
許 可 区 域	さいたま市内全域			
処 理 施 設 等 の 所 在 地	—			
処 理 施 設 等 の 種 類 及 び 処 理 能 力	1 積替え保管施設			
	積替え保管を行う廃棄物	面積	高さ	
	—	— m ²	—	
運 搬 先 又 は 処 分 先	裏面別表1記載のとおり			
許 可 の 有 効 期 間	平成29年 4月 1日 から 平成31年 3月31日 まで			
許 可 の 条 件	裏面に記載のとおり			
変 更 の 状 況	代表取締役の変更(平成29年4月19日届出)			

再複写無効 此の朱印なきものは
当社の発行した許
可証の写しでは
株式会社 細田商店
ありませぬ

別表1

一般廃棄物の種類	運搬先又は処分先
紙ごみ(再生利用の目的で分別して収集する場合)	エコペーパーリサイクルセンター
木くず(再生利用の目的で分別して収集する場合)	さいたま市内の一般廃棄物処分業許可施設
特定家庭用機器一般廃棄物	さいたま市内指定引取場所
一般家庭から排出された市の処理施設で処理が困難なごみ(ただし、市指定のものに限る。)	さいたま市内の一般廃棄物処分業許可施設
ごみ(上記記載のものを除く。)	西部環境センター

許 可 条 件 (収 集 運 搬 業)

- 1 市外で収集した一般廃棄物を市の処理施設に搬入しないこと。
- 2 収集運搬業務範囲は、契約事業所及び臨時契約者から排出される一般廃棄物のうち、許可証に記載する廃棄物の収集運搬とすること。
- 3 一般廃棄物処理基準を遵守すること。
- 4 市の処理区域内で収集した一般廃棄物は、次に掲げるものを除き、許可証に記載した処理施設で処理すること。
 - ア 市の処理施設で処理が困難なもの
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)及びリサイクル関連法令に基づき確実に資源化かつ再利用されるもの。
 - ウ 古紙・古繊維・かん・びん
 - エ ペットボトル(ただし、搬入先は市内で有償売却可能な資源引受業者に限る。)
 - オ 法に基づき適正かつ継続的に処理できるものとして市長が特に認めたもの
- 5 市が指定する処理施設への搬入日時及び方法を遵守すること。
- 6 一般廃棄物の収集及び運搬に際しては、市の車両基準を満たしていない収集運搬車両を使用しないこと。
- 7 法、浄化槽法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条6に掲げる生活環境の保全を目的とする法令を遵守することのほか、その他関係法令、条例、規則、要綱等を順守し、誠実に業務を行うこと。
- 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要に応じ指示する事項に従うこと。

遵 守 事 項 (収 集 運 搬 業)

- 1 他の者にこの業務の継承及び下請をさせないこと。
- 2 従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱いに関する一切の行為についてその責任を負うこと。
- 3 一般廃棄物処理手数料は、条例で定める額を遅滞なく納入すること。